

滋賀県日本語教育の推進に関するアクションプラン 概要

滋賀県日本語教育の推進に関するアクションプラン 概要

第1章 はじめに

1 背景・趣旨

- ・平成31年（2019年）：「特定技能」制度開始
 - ・令和元年（2019年）6月：「日本語教育の推進に関する法律」（＝「日本語教育推進法」）施行
 - ・令和6年（2024年）：「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」施行
 - ・令和6年（2024年）：入管法等改正 「技能実習」制度の廃止→「育成就労」制度の創設
 - ・県では平成26年（2014年）以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に外国人人口が増加。令和6年（2024年）末には過去最多の41,475人に。
 - ・令和4年（2022年）4月：「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」（＝「前アクションプラン」）策定
 - ・令和7年（2025年）3月：「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）」（＝「多文化プラン」）策定
- ⇒前アクションプラン策定後の社会情勢の変化や日本語教育に関する課題・ニーズに対応し、「地域における日本語教育」だけでなく「就労者に対する日本語教育」や「児童生徒等に対する日本語教育」も含めて日本語教育の推進に一体的に取り組むため、改定・改称を行い、本アクションプランを策定。

2 プランの位置づけ

「日本語教育推進法」に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定。
「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）」を上位計画とし、多文化プランで示す施策のうち日本語教育推進のための取組について具体的な方向性を示すもの。

3 目的・目標

〈目的〉

外国人が日本社会で生活していく上で必要な日本語能力を身に付けられるとともに、県民の日本語教育に関する理解と関心を高める施策を実施することにより、相互理解と円滑なコミュニケーションを促進し、もって多文化共生社会の実現を図ること。

〈目標〉

- ・日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、職場や教育の場等において円滑に意思疎通を図ることができるようにすること
- ・日本語学習を通じて、日本の習慣や文化への理解を深め、地域社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・日本語教育の推進を通じて、県民の理解と関心を深め、相互理解と円滑なコミュニケーションを促進すること

4 計画期間

令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間

第2章 現状とこれまでの取組

1 滋賀県の現況

- 外国人人口：44,735人（R7.12月末）
→ベトナム(12,030人)、ブラジル(8,782人)、中国(4,692人)の順に多い
- 外国人労働者数：25,667人（R7.10月末）
- 外国人児童生徒数：1,872人（R7年）
日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍含む）：1,767人（R5年）

- 日本語教室数：13市2町に31教室
→4町が日本語教室空白地域（R7.7月）
- 日本語学習者数：2,041人（R6.11.1）
- 日本語ボランティアの人数：232人
日本語教師（常勤・非常勤）の人数：70人（R6.11.1）

2 滋賀県地域日本語教育実態調査の分析

- 調査期間：令和7年8月～11月 ○調査対象：市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、外国人雇用企業、外国人県民
- 調査方法：アンケート調査、ヒアリング調査（日本語教室・外国人県民）
- 結果概要

- 市町 ：教室開催や教室への助成・会場提供等に取り組んでいる一方で、人材確保・育成や予算確保が課題。
- 国際交流協会 ：教室開催や学習支援者の研修等に取り組んでいる一方で、人材確保・育成や予算確保、教室の広報の充実等が課題。
- 日本語教室 ：各地域で学習者のニーズに応じた日本語学習支援に取り組んでいるが、多くの教室で人材確保・育成や指導力・対応力の向上が課題。
- 日本語教育機関 ：専門的知識を持つ日本語教師による日本語教育を実施。そのノウハウや人材等を活用した連携方法の検討が必要。
- 外国人雇用企業 ：外国人従業員への日本語学習支援を実施。さらなる充実や関係機関との連携、日本語教育やコミュニケーションに関する意識啓発が課題。
- 外国人県民 ：日本語の学習意欲は高い。一方で、教室の開催状況等の情報が十分に届いておらず、学習機会の提供・拡充と広報の充実が課題。

3 これまでの取組

（1）地域における日本語教育

〈日本語学習機会の提供〉

- ・地域日本語教育モデル事業の実施
- ・初級レベルの日本語教育カリキュラムの策定、オリジナル副教材『くらしの日本語 in しが』の作成

〈日本語教育人材の育成〉

- ・「日本語学習支援者セミナー」の実施

〈日本語教室への支援〉

- ・ニュースレターの作成、情報発信
- ・滋賀県自治振興交付金による、市町を通じた日本語教室運営支援

〈地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進〉

- ・日本語教育関係機関との会議・情報交換会の実施
- ・日本語教育やコミュニケーションに関する県民の理解関心の増進

（2）就労者に対する日本語教育

〈働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進〉

- ・「日本語・ビジネスマナー講座」の実施

〈外国人雇用事業所の社員に向けたコミュニケーション支援〉

- ・「日本人社員向けビジネスコミュニケーション研修」の実施

（3）外国人児童生徒等に対する日本語教育

〈受入体制の整備〉

- ・「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

〈日本語指導体制の整備〉

- ・日本語指導や適応指導実施のための加配教員の配置等 ・母語支援員の派遣
- ・オンライン通訳者の配置 ・オンライン日本語教室の実施

〈教員の研修等〉

- ・「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」等による研修や情報交換

1 日本語学習機会の提供

〈課題〉

- ・日本語教室空白地域の解消、日本語学習機会の提供・拡充
- ・働く外国人や外国人児童生徒等、各ニーズに応じた支援体制の整備や日本語学習機会の充実
- ・日本語学習や日本語教室に関する情報提供
- ・市町や地域日本語教室、外国人雇用企業に対する支援
- ・外国人雇用企業に対する意識醸成・啓発



〈施策・取組〉

(1) 地域における日本語教育

①目指すレベル

「日本語教育の参照枠」(文化庁)におけるB1レベルの日本語能力を身に付け、自立した言語使用者として地域社会で生活を送ることができるよう、学習機会の提供等、必要な取組を進める

②日本語学習機会の提供

- 新・オンライン日本語教室の実施
- ・日本語学習や日本語教室等に関する情報提供
- ・モデル事業で得たノウハウ等の周知・共有
- ・『くらしの日本語inしが』の見直し・周知広報

③地域の日本語教室に対する支援

- ・人材確保・育成など、今後も継続して活動していくための支援の検討・実施
- ・滋賀県自治振興交付金の活用
- ・助成制度や先進事例、研修などの情報提供

(2) 就労者に対する日本語教育

①外国人の雇用や定着に向けた支援

- ・学習支援ツールや日本語教室開催状況等の情報提供
- ・日本語やビジネスマナーの講座の実施
- ・企業の社員向けのコミュニケーション研修

新②外国人雇用企業に対する意識醸成・啓発

- ・育成就労制度の施行を踏まえた理解促進・意識醸成
- ・企業の担当者向け研修の実施
- ・県内企業の好事例の収集、成果や工夫の共有

(3) 外国人児童生徒等に対する日本語教育

①受入体制の整備

- ・「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

②日本語指導体制の整備

- ・日本語指導や適応指導実施のための加配教員の配置等
- ・母語支援員の派遣 ・オンライン通訳者の配置
- ・オンライン日本語教室の実施

③教員の研修等

- ・日本語指導や支援の充実のための研修や情報交換の実施
- 新・受入れ体制整備や指導方法に関する情報発信の強化
- 新・「ことばの力のものさし」および「DLA」の周知・活用促進

2 日本語教育の質の向上

〈課題〉

- ・日本語教育人材の確保・育成
- ・日本語教育関係者の研修等
- ・関係機関同士の連携・情報共有
- ・日本語教室等に対する助言・相談対応



〈施策・取組〉

①日本語教育人材の確保・育成

- ・日本語教室等で活躍する人材の確保・育成のための養成研修の実施
- ・外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員等を対象にした研修・情報交換の実施

②関係機関同士の連携・情報共有

- ・情報交換会等の実施によるネットワークづくりの促進

③日本語教室等に対する助言・相談対応

- 新・市町や日本語教室等の要望に応じた、県の地域日本語教育コーディネーターの派遣

④日本語教育人材バンクの検討・整備

- 新・県域における日本語教育人材バンクの設置検討

3 日本語教育およびコミュニケーションに関する県民の理解と関心の増進

〈課題〉

- ・「やさしい日本語」の推進
- ・日本語学習や日本語教室に関する情報提供
- ・地域住民や日本人従業員等に対する意識啓発・コミュニケーション支援



〈施策・取組〉

①「やさしい日本語」の推進

- ・県民に対する「やさしい日本語」の普及啓発、多文化共生意識醸成のための広報・研修等
- ・行政窓口等での応対力向上や分かりやすい文書作成のため、行政職員を対象にした「やさしい日本語」研修等を実施

②日本語学習や日本語教室に関する情報提供

- ・日本語教育に関する情報提供による県民の理解・関心の増進

③県民に対する意識啓発・コミュニケーション支援

- ・多文化共生や異文化コミュニケーションに関する研修等の実施、地域・職場等、様々な場面やニーズに対応したコミュニケーション円滑化の促進
- ・広く県民に対して実施するための、取組の周知広報や出前講座等の活用

4 日本語教育推進体制の整備

〈課題〉

- ・県庁内の連携および関係機関との連携
- ・県域における日本語教育推進体制の整備、司令塔機能の強化



〈施策・取組〉

①県庁内の連携および関係機関との連携

- ・日本語教育や多文化共生、外国人材受入等の関係課による部局横断的な連携
- ・市町との会議や情報交換会の実施、先進自治体の事例や各地域の課題・ニーズ等の共有
- ・日本語教育関係者との連携・協働を図るための関係者会議等の実施

②県域における日本語教育推進体制の整備、司令塔機能の強化

- 新・地域日本語教育推進の取組を持続的・安定的に進めていくため、新たに「滋賀県地域日本語教育推進センター」を設置
→総括コーディネーターを中心に、関係機関との連携のもと各種施策のより一層の充実
- ・総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置

第4章 施策の推進

1 各主体の責務・役割

〈県民〉

地域活動や日本語教室に積極的に参加したり、「やさしい日本語」を活用してコミュニケーションを図るなど、相互に交流を深め、地域社会の担い手として多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

〈地域の日本語教室〉

生活に必要な日本語学習を支援する場であるとともに、外国人住民と地域住民の交流の場であることが期待されています。また、外国人が必要な情報を得たり、相談ができたりするような身近な存在であることが期待されています。

〈学校〉

学校では、在籍する外国人児童生徒等が学校生活や日常生活を送る上で必要となる日本語の効果的な指導に努めることとされています。

〈日本語教育機関〉

専門知識や日本語教師を活用し、日本語教育に関する助言や日本語教師の派遣・紹介を行うなど、関係機関と連携して日本語教育を推進することが期待されています。

〈県市町国際交流協会〉

地域の国際交流・多文化共生を推進する拠点として、行政と連携し、日本語教育推進のための取組を行うことが期待されています。日本語教育に関する情報提供や相談対応等、域内の日本語教室や支援団体、外国人等とのネットワークを活かした役割を果たすことも期待されています。

〈企業〉

雇用する外国人やその家族に対して日常生活や就労場面で求められる日本語の学習機会を適切に提供するなど、日本語学習に関する支援を行うことが求められます。

〈市町〉

日本語教室の設置・運営を行う等、日本語学習環境の整備を行うことが求められます。外国人のニーズ把握や、学習者・日本語教育人材からの相談に応ずること、また、市町内外の日本語教育人材・情報リソースを活用して日本語教育を推進することが望まれます。

〈県〉

県内の日本語教育推進体制の整備や日本語教育推進施策の検討・調整を行うことが求められます。関係機関との連携を積極的に図るとともに、様々な主体が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりを実施します。

〈国〉

「日本語教育推進法」の基本理念のもと、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することが求められます。

2 推進体制

(1) 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議

(3) 帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会

(2) 市町日本語教育担当者会議

(4) 滋賀県多文化共生推進本部